

【施工体制台帳(写し)提出時のチェックリスト】

このチェックリストは、【受発注者チェック用】の参考資料であり、受注者が作成・提出する資料ではありません。

【別紙-1】

確認事項

- 下請負人が指名停止期間中(山梨県)でない。
- 施工体制台帳、施工体系図、**工事担当技術者台帳**に必要事項が誤りなく記載されている。
- 下請負人が建設業許可者である。  
 ( 1件の契約額が500万円以上(建築工事の場合1,500万円以上、又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事)の場合。  
 ※注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを上記の額とする。(建設業法施行令) )
- 元請負人は特定建設業許可業者であり、「現場代理人及び技術者通知書」により監理技術者が通知されている。  
 ( 1件の下請負契約金額、あるいは複数の下請負契約額の総額が**4,500万円**(建築工事の場合**7,000万円**)以上の場合 )
- 元請負人は、特例監理技術者を配置していない。もしくは、元請負人は特例監理技術者を置く場合、監理技術者補佐(専任)を配置している。
- 下請負人の社会保険加入の有無を確認している。
- 下請負人が主任技術者を配置している。または、配置していない場合、別紙-5チェックリストをすべて満たしている。  
 ( 特定専門工事(型枠工事又は鉄筋工事)であって、下請契約額の総額が**4,000万円**未満であり、元請け(又は上位下請)及び当該下請が書面により合意した場合は、  
 当該下請けに主任技術者を配置しないこともできる。主任技術者を配置しないこととした下請負人は、その下請けに係わる建設工事を再下請けすることはできない。 )

発注者に提出する書類

- ①施工体系図(様式-18)
- ~~②工事担当技術者台帳(様式-19)~~
- ~~③本チェックリスト【施工体制台帳(写し)提出時のチェックリスト】~~
- ④施工体制台帳の写し(様式-16)
- ~~⑤別紙-4チェックリスト(元請分)【建設工事の従事者に関する事項(作業員名簿等記載事項)のチェックリスト】~~
- ⑥元請負人の当該建設工事の従事者に関する事項(作業員名簿等)
- ~~⑦別紙-2チェックリスト【下請負契約書記載事項のチェックリスト】(契約毎に)~~
- ⑧下請負契約書の写し(2次以下の下請負契約も含む)
- ~~⑨下請負人の建設業許可証の写し(2次以下の下請負契約も含む)(建設業許可業者の場合)~~
- ⑩下請負人の技術者に関する技術者資格者証等の写し(2次以下の下請負契約も含む)(建設業許可業者の場合)
- ~~⑤別紙-4チェックリスト(下請分)【建設工事の従事者に関する事項(作業員名簿等記載事項)のチェックリスト】~~
- ⑪下請負人の当該建設工事の従事者に関する事項(作業員名簿等)
- ~~⑫別紙-3チェックリスト(再下請負通知書のチェックリスト)(再下請負契約がある場合、契約毎に)~~
- ⑬再下請負通知書の写し(様式-17)(再下請負契約がある場合)
- ~~⑭別紙-5チェックリスト(特定専門工事の合意内容チェックリスト)~~  
 (特定専門工事があり、当該下請けに主任技術者を配置しない場合)
- ⑮特定専門工事における当該下請けに主任技術者を配置しないことの合意書の写し
- ⑯特定専門工事において当該下請けに主任技術者を配置しないことを注文者が承諾した書面の写し

※発注者に提出すべき書類は、下請負契約状況に応じて異なります。「(参考)発注者に提出する書類」を参照して下さい。

(参考)施工体制台帳を作成する際に元請業者が行うこと

- 施工体制台帳の作成および現場への備え置き(建設業法第24条の7第1項)
- 施工体制台帳に添付する書類は次のとおり(建設業法施行規則第14条の2第2項)
  - ・元請負人と発注者との契約書の写し
  - ・元請負人と下請負人との契約書の写し
  - ・元請負人の主任技術者(補佐)が、その資格を有することを証する書面の写し
  - ・元請負人の主任技術者(補佐)が、雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面の写し
  - ・専門技術者を配置する場合、その者がその資格を有することを証する書面の写し
  - ・専門技術者を配置する場合、その者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面の写し
- 施工体系図の作成及び見やすい場所への掲示(建設業法第24条の7第4項)
- 次に掲げる事項を下請負人に通知するとともに、当該事項を記載した書面の現場への掲示(建設業法施行規則第14条の3)
  - ・元請負人の商号又は名称

次ページへ移行

※発注者に提出すべき書類は、下請負契約状況に応じて異なります。「(参考)発注者に提出する書類」を参照して下さい。

## 【施工体制台帳を作成する際に元請業者が行うこと】

【別紙-1】

このチェックリストは、【受注者チェック用】の参考資料であり、発注者へ提出する資料ではありません。

### 元請業者が行うこと

○施工体制台帳の作成および現場への備え置き(建設業法第24条の7第1項)

施工体制台帳(作業員名簿含む)に添付する書類は次のとおり(建設業法施行規則第14条の2第2項) ※建設業法施行規則改正(令和2年10月1日施行)により、「作業員名簿」が施工体制台帳の一部となった

- ・元請負人と発注者との契約書の写し
- ・元請負人と下請負人との契約書の写し
- ・元請負人の主任技術者(又は監理技術者、監理技術者補佐)が、その資格を有することを証する書面の写し
- ・元請負人の主任技術者(又は監理技術者、監理技術者補佐)が、雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面の写し
- ・専門技術者を配置する場合、その者がその資格を有することを証する書面の写し
- ・専門技術者を配置する場合、その者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面の写し

○施工体系図の作成及び見やすい場所への掲示(建設業法第24条の7第4項)

○次に掲げる事項を下請負人に通知するとともに、当該事項を記載した書面の現場への掲示

(建設業法施行規則第14条の3)

- ・元請負人の商号又は名称
- ・再下請通知を行わなければならない旨と再下請け通知を提出すべき場所

### 添付が不要な書類の例(受注者で別途整理しておけば良い)

- ・建設業許可の写し
- ・請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- ・監理技術者などの技術者届の写し
- ・見積依頼書及び見積書(契約書の一部である場合を除く)
- ・技術者配置要件以外の資格や実務履歴の写し
- ・外国人就労者関係の書類(外国人建設就労者等建設現場入場届出書等)

このチェックリストは、【受発注者チェック用】の参考資料であり、受注者が作成・提出する資料ではありません。

【別紙-1】

自 社（元 請）名：	下請負契約金額(税込)： (以下に記載する金額の計)	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名1：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名2：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名3：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名4：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名5：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名6：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名7：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名8：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名9：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名10：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名11：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名12：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名13：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名14：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名15：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名16：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名17：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名18：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名19：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名20：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名21：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名22：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名23：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名24：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し
1次下請負業者名25：	下請負契約金額(税込)：	特定・一般・許可無し

## 【下請負契約書記載事項のチェックリスト】

このチェックリストは、【受発注者チェック用】の参考資料であり、受注者が作成・提出する資料ではありません。【別紙－1】

注文者名： \_\_\_\_\_

受注者名： \_\_\_\_\_

項 目	備 考
建設業法第19条に掲げる次の内容が契約書に記載されているか。	
<input type="checkbox"/> ① 工事内容	
<input type="checkbox"/> ② 請負代金の額	
<input type="checkbox"/> ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	
<input type="checkbox"/> ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法	支払いはできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払い。手形期間は120日以内で、できる限り短い期間(※1)。
<input type="checkbox"/> ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
<input type="checkbox"/> ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
<input type="checkbox"/> ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
<input type="checkbox"/> ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
<input type="checkbox"/> ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
<input type="checkbox"/> ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	元請負人の場合、完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける(※2)。
<input type="checkbox"/> ⑪ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法	元請負人の場合、支払いを受けてから下請負人に支払うまで1月以内に支払う(※3)。特定建設業者は、引き渡しの申し出があってから、代金の支払いまで50日以内に支払期日を定める(※4)。手形期間は120日以内で、できる限り短い期間(※1)。
<input type="checkbox"/> ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	
<input type="checkbox"/> ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
<input type="checkbox"/> ⑭ 契約に関する紛争の解決方法	

※1 建設産業における生産システム合理化指針 第4

※2 建設業法第24条の4

※3 建設業法第24条の3

※4 建設業法第24条の5

○下請負契約書の例(次のいずれかの書面で作成する)

- ・個別契約書
- ・注文書・請書 + 基本契約書
- ・注文書・請書 + 基本契約約款

## 【再下請負通知書のチェックリスト(元請業者確認用)】

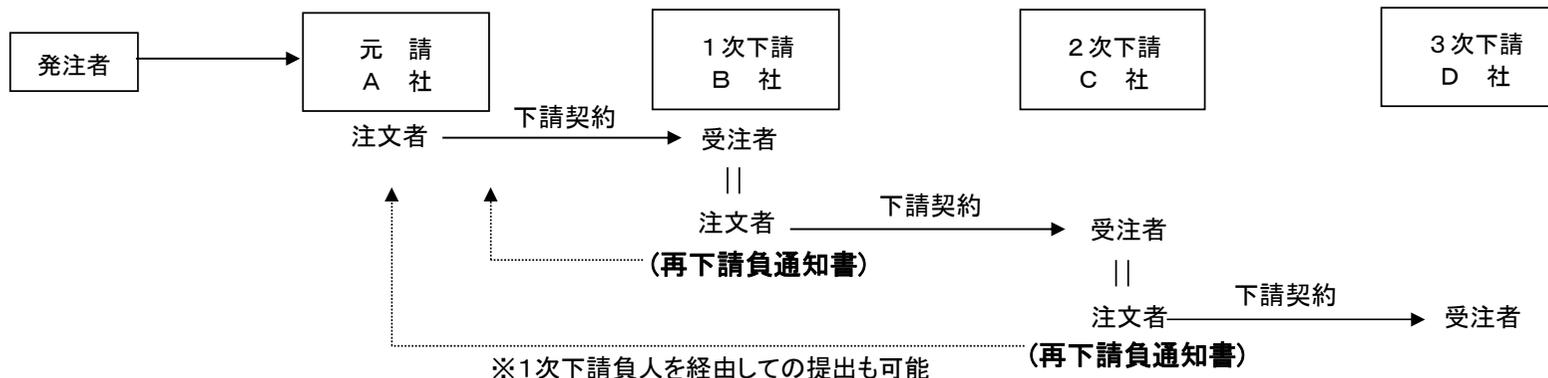
このチェックリストは、【受発注者チェック用】の参考資料であり、受注者が作成・提出する資料ではありません。

【別紙-1】

注文者名：(第 次下請) \_\_\_\_\_  
受注者名： \_\_\_\_\_

- 再下請負通知書必要事項が誤りなく記載され、定められた書式により提出されている。
- 下請負契約書の写しが添付されている。
- ~~受注者の建設業許可証の写しが添付されている。~~  
(1件の契約額が500万円以上(建築工事の場合1,500万円以上、又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事)の場合)  
※注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを上記の額とする。(建設業法施行令)
- 受注者の技術者に関する技術者資格者証等の写し(建設業許可業者の場合)が添付されている。※技術者配置要件以外の場合は不要
- 受注者が指名停止期間中(山梨県)でない。
- (元請業者は)施工体系図及び**工事担当技術者台帳**を更新した。
- 受注者の社会保険加入の有無を確認している。
- 再下請負人が主任技術者を配置している。または、配置していない場合、別紙-5チェックリストをすべて満たしている。  
(特定専門工事(型枠工事又は鉄筋工事)であって、下請契約額の総額が**4,000万円**未満であり、元請け(又は上位下請)及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請けに主任技術者を配置しないこともできる。  
主任技術者を配置しないこととした下請負人は、その下請けに係わる建設工事を再下請けすることはできない。)

## 【再下請負通知書等の作成イメージ】



**【建設工事の従事者に関する事項(作業員名簿等記載事項)のチェックリスト(元請業者確認用)】**

このチェックリストは、【受発注者チェック用】の参考資料であり、受注者が作成・提出する資料ではありません。

**【別紙-1】**

業者名: \_\_\_\_\_ ( 元請 ・ 第 次下請 )

	項 目	備 考
建設業法施行規則第14条の2に掲げる次の内容が記載されているか。		
<input type="checkbox"/>	① 当該現場に従事する者の氏名、生年月日及び年齢	
<input type="checkbox"/>	② 職種	主な作業に関する職種を記載(【例】とび工、型枠工、圧接工など)
<input type="checkbox"/>	③ 社会保険の加入等の状況	健康保険、年金保険、雇用保険の加入状況を記載
<input type="checkbox"/>	④ 建退共など退職金制度の被共済者に該当する者であるか否か	
<input type="checkbox"/>	⑤ 安全衛生に関する教育を受けている場合は、その内容	
<input type="checkbox"/>	⑥ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格	建設工事に従事する者が希望しない場合は記載不要

**【特定専門工事の合意内容チェックリスト(元請業者確認用)】**

このチェックリストは、【受発注者チェック用】の参考資料であり、受注者が作成・提出する資料ではありません。

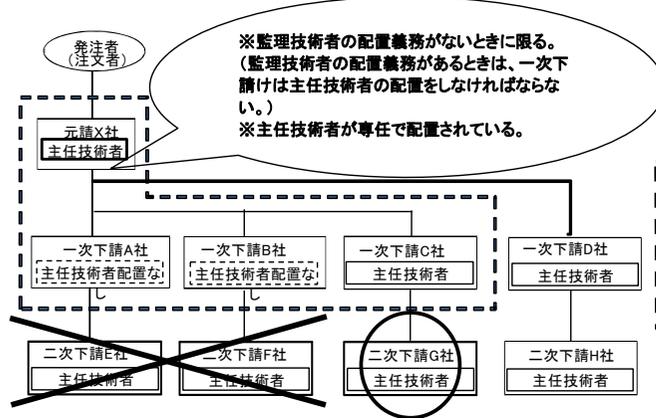
【別紙-1】

注文者名: \_\_\_\_\_ 受注者名: \_\_\_\_\_

項 目	備 考
建設業法第26条の3第4項に基づく注文者の承諾	
<input type="checkbox"/> ① 合意に先立ち、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得ているか。	注文者が承諾した書面の写しを添付
建設業法施工規則第17条の6に掲げる次の内容が合意書に記載、添付されているか。	
<input type="checkbox"/> ② 特定専門工事の内容が型枠工事(※1)または、鉄筋工事である。	③～⑧において、特定専門工事とは型枠工事(※1)または鉄筋工事である。
<input type="checkbox"/> ③ 特定専門工事の元請負人(上位下請)がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が4,000万円未満である。	当該下請け契約が2件以上あるときは、それらの総額。
<input type="checkbox"/> ④ 下請負人が締結した工事である。または、元請負人が締結した工事の場合、特定専門工事の有無によらず、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人が締結した一次下請け契約の請負代金の総額が4,500万円未満である。	元請負人が特定専門工事を下請契約した場合、監理技術者の配置義務があるときは、一次下請けは主任技術者の配置をしなければならない。(図-1参照)
<input type="checkbox"/> ⑤ 元請負人(上位下請)が置く主任技術者の氏名及びその者が有する資格が記載されている。	元請負人(上位下請)が置く主任技術者が有する資格とは、特定専門工事において主任技術者となりうる資格である。
<input type="checkbox"/> ⑥ 元請負人(上位下請)が置く主任技術者の氏名及びその者が有する資格の写しが添付されている。	
<input type="checkbox"/> ⑦ 元請負人(上位下請)が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上指導監督的な実務経験を有しており、そのことを証する書面の写しが添付されている。	※建設業法第26条の3第6項第一号 「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。(監理技術者マニュアルより)
<input type="checkbox"/> ⑧ 元請負人(上位下請)が置く主任技術者が工事現場に専任で配置されており、そのことを元請負人(上位下請)が誓約する書面の写しが添付されている。	

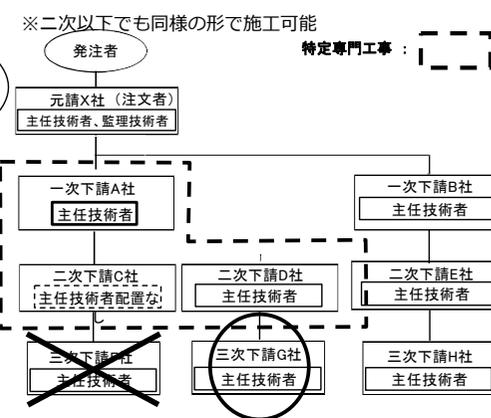
※1 大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事

<図-1 元請の主任技術者が一括で施工管理をする場合>



主任技術者を配置しないこととした下請負人は、その下請けに係わる建設工事を再下請けすることはできない。

<図-2 一次の主任技術者が一括で施工管理をする場合>



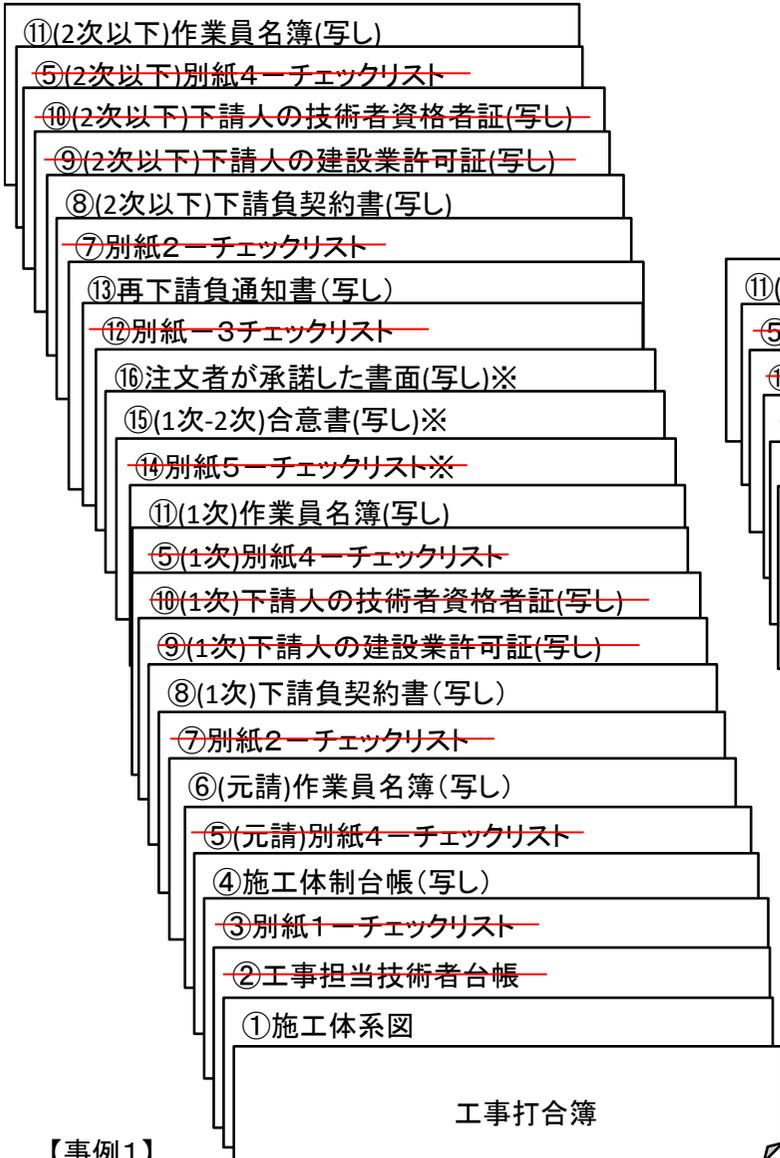
主任技術者を配置しないこととした下請負人は、その下請けに係わる建設工事を再下請けすることはできない。

## (参考)発注者に提出する書類

【別紙-1】

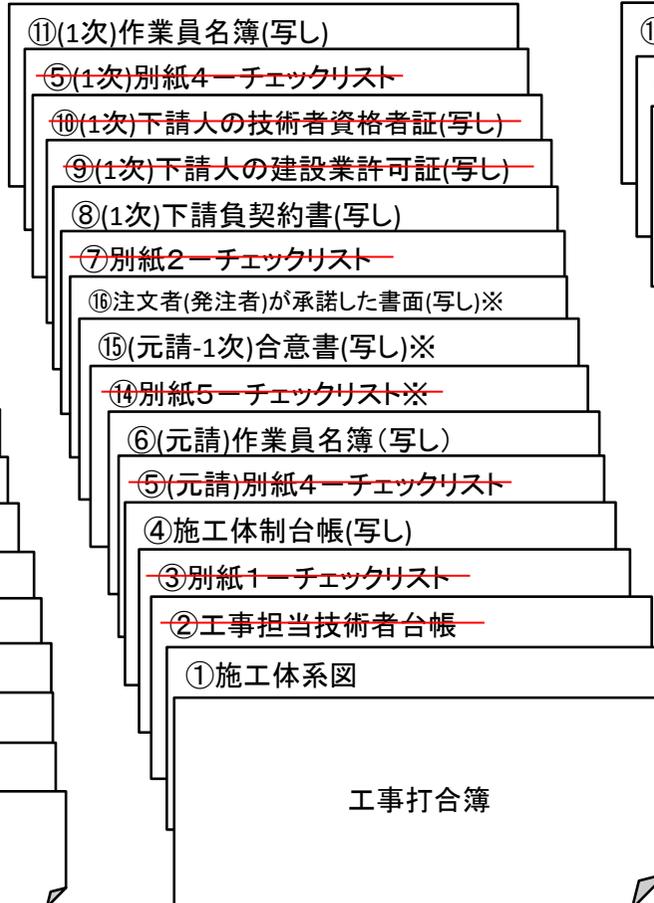
【提出に際してのお願い】

①施工体系図及び②工事担当技術者台帳は、提出時に更新する箇所を赤字又は太字にて示して下さい。



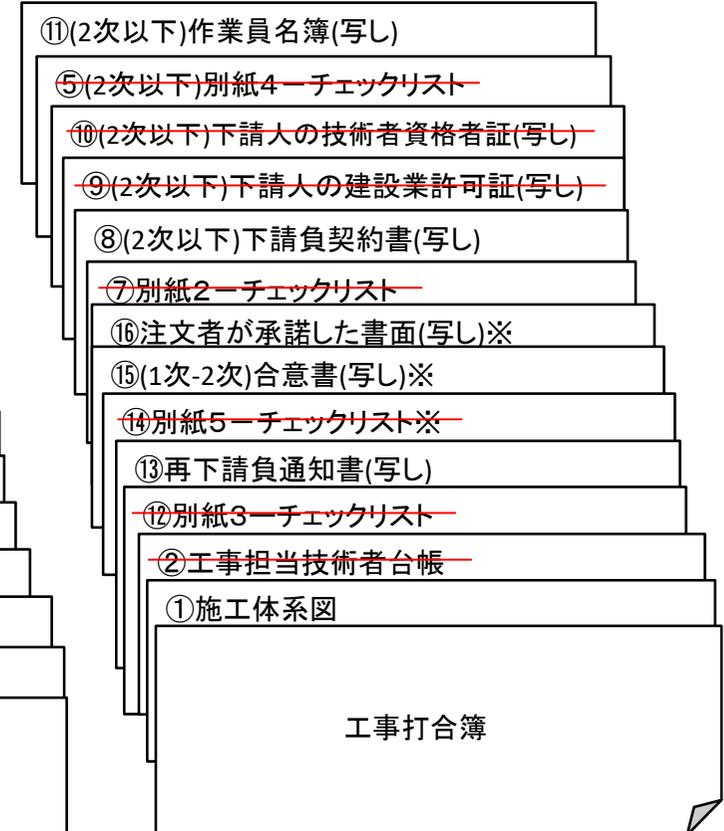
### 【事例1】

1次下請が1社決まっています、施工体制台帳(写)と(2次以下)再下請負通知書(写)を併せて提出する場合。  
 ※特定専門工事があり、当該下請けに主任技術者を配置しない場合(特定専門工事が1次下請負以降にある場合も同様に添付)



### 【事例2】

再下請負契約が無い、あるいは未決定のため、施工体制台帳(写)だけを提出する場合。  
 ※特定専門工事があり、当該下請けに主任技術者を配置しない場合(特定専門工事が1次下請負以降にある場合も同様に添付)



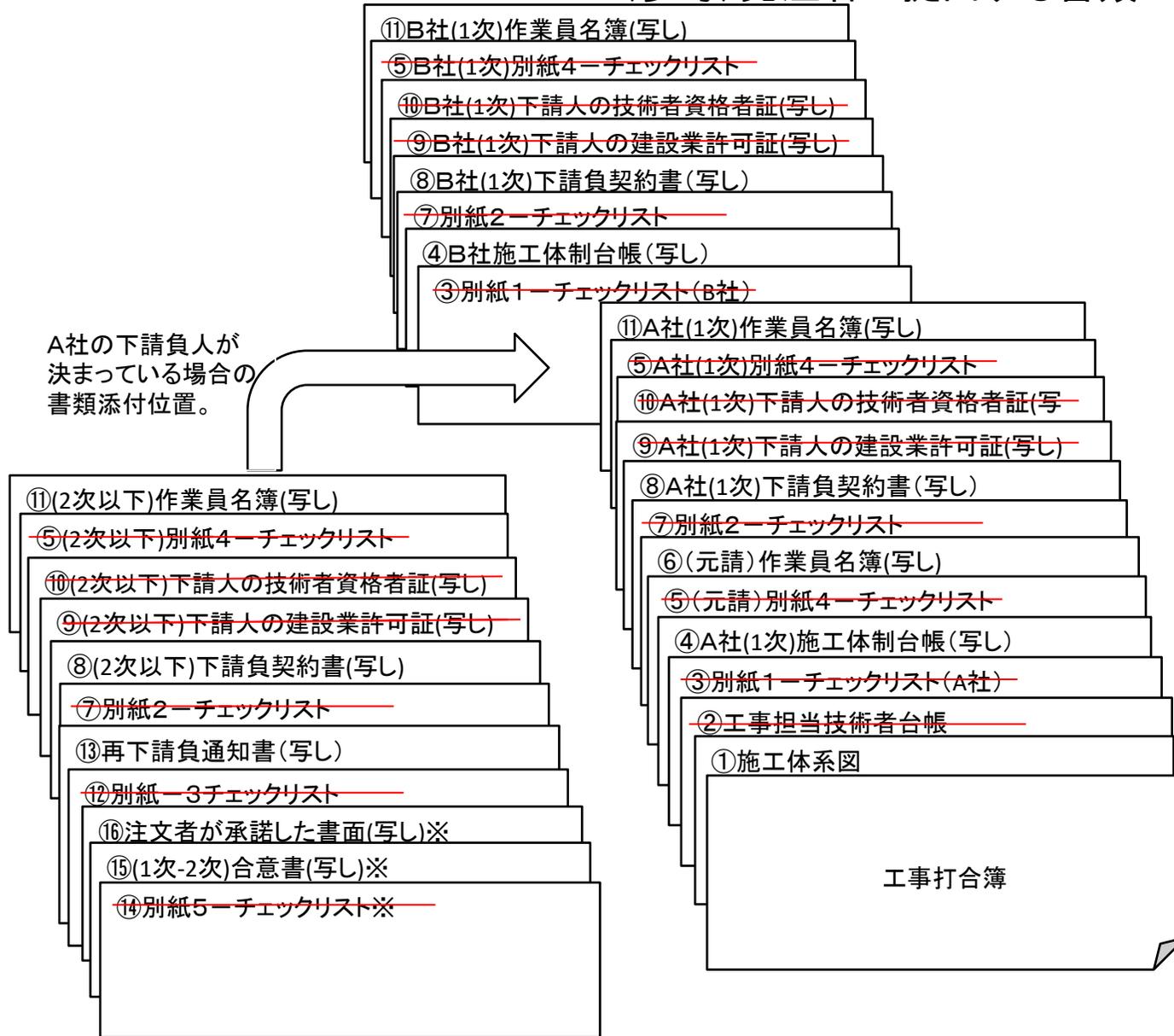
### 【事例3】

既に施工体制台帳(写)は提出済みであり、新規に再下請負契約(2次以下)が発生した場合。  
 ※特定専門工事があり、当該下請けに主任技術者を配置しない場合(特定専門工事が1次下請負以降にある場合も同様に添付)

(参考)発注者に提出する書類

【別紙-1】

A社の下請負人が  
決まっている場合の  
書類添付位置。



【事例4】

1次下請が2社以上決まっているため、複数の施工体制台帳(写)を併せて提出する場合。  
 ※特定専門工事があり、当該下請けに主任技術者を配置しない場合(特定専門工事が1次下請負以降にある場合も同様に添付)

施工体制台帳

【別紙-1】

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
--------	--	----------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
------------------	-----------	------	--

監理技術者補佐名		資格内容	
----------	--	------	--

専門技術者名		専門技術者名	
--------	--	--------	--

資格内容		資格内容	
------	--	------	--

担当工事内容		担当工事内容	
--------	--	--------	--

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

再下請負通知書

直近上位  
注文者名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

住 所 \_\_\_\_\_

元請名称・ 事業者ID	_____
----------------	-------

会社名・  
事業者ID \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容	_____		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名	_____	安全衛生責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	安全衛生推進者名	_____
現 場 代 理 人 名	_____	雇用管理責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	専 門 技 術 者 名	_____
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	_____
資 格 内 容	_____	担 当 工 事 内 容	_____

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・事業者ID	_____	代 表 者 名	_____
住 所 電 話 番 号	_____		
工 事 名 称 及 工 事 内 容	_____		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	_____	安全衛生責任者名	_____
権限及び 意見申出方法	_____	安全衛生推進者名	_____
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	_____
資 格 内 容	_____	専 門 技 術 者 名	_____
		資 格 内 容	_____
		担 当 工 事 内 容	_____

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

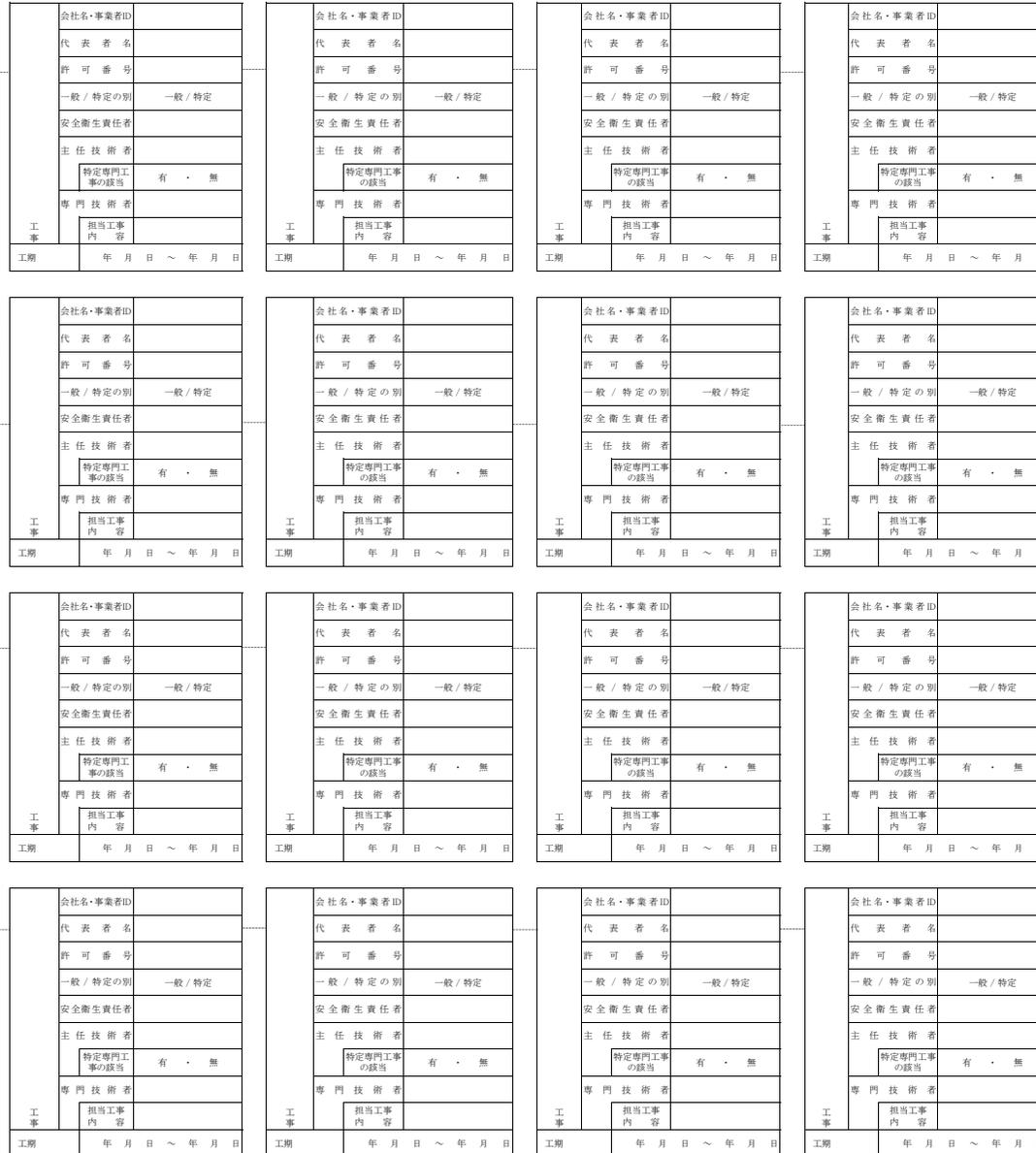
工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--



**廃止**

工事担当技術者台帳

元請会社名	
管理技術者名	
主任技術者名	
生年月日	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

【注意事項】

※添付する写真は、  
縦 3cm  
横 2.5cm  
程度の大きさとし、  
顔が判別できるものとする。

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

※本様式は、2部作成し、  
1部保管し、1部提出する。  
ただし、カラーコピーもしくは  
デジタルカメラ写真を印刷し  
たものを提出してもよい。

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任	非専任
【写真添付欄】	

# 作 業 員 名 簿

( 年 月 日作成)

※ 国交省 建設業課 HP に掲載の作成例

【別紙-1】

事業所の名称  
・現場ID \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 \_\_\_\_\_  
・事業者ID \_\_\_\_\_

元請 確認欄	
-----------	--

提出日 年 月 日

( 次)会社名 \_\_\_\_\_  
・事業者ID \_\_\_\_\_

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
	技能者ID			年 月 日	雇 用 保 険					年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ④ …現場代理人      ① …作業主任者 (注) 2.)      ② …女性作業員      ③ …18歳未満の作業員
- ⑤ …主任技術者      ⑥ …職 長      ⑦ …安全衛生責任者      ⑧ …能力向上教育      ⑨ …危険有害業務・再発防止教育
- ⑩ …外国人技能実習生      ⑪ …外国人建設就労者      ⑫ …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載) 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

